

【特定処遇改善加算における具体的な取り組み】

介護職員等特定処遇改善加算および福祉・介護職員等処遇改善加算について、下記のとおり職場環境整備を行っています。

1. 資質の向上

- ・資格支援制度を導入し、講習、研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行い、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えています。また、喀痰吸引、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援を行っています。
- ・毎年介護技術、摂食嚥下研修や普通救命救急講習会を開催しています。

2. 労働環境・処遇化の改善

- ・新任職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度を導入しています。
- ・腰痛等の負担軽減のため、介護機器（リフト）の導入をしています。
- ・仕事と子育ての両立を促し、育児休業やシフト上の配慮、業務内容の改善を図っています。
- ・育児休業中には、面談を行い現在の状況や復帰に向けた意向を聞き取り、

同時にご利用者の様子や業務状況を伝えるなどスムーズな職場復帰につとめています。また、短時間正職員(月の労働時間 150 時間)や短時間契約職員(120 時間)など複数の雇用形態を用意し、子どもの成長に合わせた働き方を選択できる労働環境になっています。

・ミーティングやカンファレンスをこまめに行い、業務内容や支援内容の改善をすすめています。

・年次健康診断の実施、敷地内全ての場所での全面禁煙、職員休憩室の確保を行っています。また、職場環境改善を目的とした委員会を設置。職員アンケートや職場巡視を行っています。

3.その他

・中途採用者(主婦層、中高年齢者等)の方に合わせた、働き方(勤務シフトの配慮や短時間正職員制度等)を用意し、誰でもが働きやすい職場づくりにつとめています。

・非正規職員から正規職員への転換を奨励しています。

